

自然災害による被災法人への特別緊急助成に関する要綱

1. 趣旨

この要綱は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会助成業務規程第3条1項6号(以下「助成業務規程」という。)に基づき、台風や地震等の自然災害により被害を受けた団体等に対して特別緊急助成に関する事項を定める。

2. 助成の要件

- (1) 助成の対象団体は助成業務規程別表1の団体等であって、自然災害により被害を受けた施設、設備、備品について被害の総額10万円以上であること。
- (2) 被害の影響が利用者の日常生活や作業及び施設運営等に支障をきたし、且つ緊急性を伴うこと。
- (3) 被害の修繕費等の支出により経営に支障をきたすこと。

3. 助成の対象外

- (1) 被災した施設、設備、備品を行政、公益資金、保険で行う補修、買換えは除く。
- (2) 法人会計等の収支状況において、被災した施設、設備、備品の修繕、買換えが自己資金で行える場合。

4. 助成金の上限

助成業務規程に基づき、対象経費の80%以内で30万円以下であることとする。

なお、年度予算額の範囲内において助成金を決定する。

5. 申請に関する特例

助成金の申請については、「2. 助成の要件」に該当する場合、既に法人等が支払いを終了した事業においても申請を認める。

6. 申請の手続き

助成金の申請にあたっては、別添の第1号様式を用いて、必要な添付書類とともに申請すること。

7. 申請の期限

助成金の申請期限は、原則として被害確認後1ヶ月以内とする。

8. 実績報告

助成業務規程に基づき、事業完了後1ヶ月以内または助成金交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い日までに、別添の第7号様式を用いて当該助成事業の実績または成果を証する書類に收支決算(見込)書を添えて実績報告を行うこと。

9. その他

この要綱の施行に関しその他の必要な事項は、助成業務規程によるものとする。